

西東京市子育て・子育てワイワイプラン(案)-3

「第4章 重点的取組み」と
「第7章 計画の推進に向けて（推進体制・評価）」 です。

平成 26 年 12 月現在
西東京市

第4章 重点的な取組み



特に御確認いただきたいところは、**網掛けの箇所**です。

なお、「重点的な取組み」①～④のイラストがある枠の中の文章につきましては、以前の審議会で既に御検討いただいております。

本計画では、各基本方針にそって、次の施策を重点的な取組みとして定め、効果的かつ計画的な推進を図ります。

重点的な取組み①

子どもの主体的な参加ですすめる

1

子ども一人ひとりが、権利を尊重され、誰もが主体的に生きることができるようなまちづくりをめざします



子どもたちは、一人ひとりが生存や発達、保護、参加・参画といった権利を有する主体です。

児童虐待やいじめなどの権利侵害に対し、子ども自身が安心して相談や救済を求めることができる体制の整備を進めるとともに、子どもたちが周囲のおとなや友人・仲間等と関わり合いながら、子どもたち自身の積極的な参加・参画を通して、自己の形成が図られる機会や居場所・仕組みの創出に努めます。

■重点的な取組み

1：子どもの権利や権利擁護に関する普及・啓発の充実

【施策 1-1-1、1-1-13、1-1-14】

2：子育て支援事業、子ども事業に関する市民参加・子ども参加の充実

【施策 1-2-1-3、1-2-1-1、1-2-1-8、1-2-2-3、1-2-2-14】

3：児童館、小学校、中学校の連携による地域における子どもの居場所の充実

【施策 1-2-1-2、1-2-1-8、1-2-2-1、1-2-2-4】

以下、計画には入れませんが、資料として記載

1：子どもの権利や権利擁護に関する普及・啓発の充実（現行1「子どもの権利に関する条例の策定とオンブズパーソンの具体的検討」から変更）

現行の施策	新しい計画	重点／重点外
1-1-1-1 子どもの権利に関する条例の策定	1-1-1 子どもの権利に関する条例等の策定および子ども救済システムの検討	重点
1-1-3-1 オンブズパーソン制度(いじめなどからの子どもの救済システム)の具体的導入		
—	1-1-13 虐待の早期発見・通告・早期対応をするための普及活動の充実【新規】	【新】重点1
—	1-1-14 子どもにとって大切な権利について学ぶ機会の提供 【新規】	【新】重点2

【新】重点1・2: 権利に関する施策として、条例等の策定やオンブズパーソンの検討と併せて重点とします。

2：子育て支援事業、子ども事業に関する市民参加・子ども参加の充実（現行2に同じ）

現行の施策	新	重点／重点外
1-2-1-1, 1-2-2-2 子どもによる子どものための企画づくりと事業運営の推進(再掲を含む)	1-2-1-1 子どもによる子どものための企画づくりと事業運営の推進	重点
1-2-1-3 子ども調査の推進	1-2-1-4 子ども調査の推進	外1
1-2-1-13 ファシリテーターの養成と活用	1-2-1-8 地域の人材発掘・養成・活用の推進(プレイリーダー・ファシリテーターとしての役割を担う人材を含む)	重点
1-2-2-1 子どもの公共施設利用促進の方法の検討	1-2-2-3 屋内外の居場所の充実	重点
1-2-2-3 子ども参加型ですすめる遊び場づくりの推進	1-2-2-14 子ども参画ですすめる遊び場づくりの推進	重点
1-2-2-4 子ども参画による生涯学習事業の推進	1-2-2-15 子ども参画による生涯学習事業の推進	外2
1-2-3-1 子ども参画による広報紙づくりの検討	1-2-1-3 子ども参画による広報紙づくりの検討	重点

外1：「1-2-1-4 子ども調査」は、「1-2-1-1 子どもによる子どものための企画づくりと事業運営の推進」の実施の前提となるものです。主たる施策は1-2-1-1であることから、重点から外します。

外2：「1-2-2-15 子ども参画による生涯学習事業の推進」は、生涯学習の性質上、子どもに特化した施策ではないため、重点から外します。

3：児童館、小学校、中学校の連携による地域における子どもの居場所の充実（現行3に同じ）

現行の施策	新	重点／重点外
1-1-2-1, 1-2-2-5, 4-1-1-5, 4-4-1, 4-4-2 児童館の再編成と機能の充実(再掲を含む)	1-2-2-1 児童館の再編成と機能の充実	重点
1-2-1-2 児童館の親子で参加できる行事や企画の充実	1-2-1-2 児童館の親子で参加できる行事や企画の充実	重点
1-2-1-6, 3-2-2-(1)-1 プレイリーダーの養成と活用(再掲を含む)	1-2-1-8 地域の人材発掘・養成・活用の推進(プレイリーダー・ファシリテーターとしての役割を担う人材を含む)	重点
1-2-2-6, 3-2-2-(2)-1 「遊びの学校」事業の検討・実施(再掲を含む)	1-2-2-4 学校等の活用による放課後の居場所の充実	重点

◆現行から外すもの（現行4・現行5）

以下のものを今回の重点から外すことについては、既に御承認をいただいております。

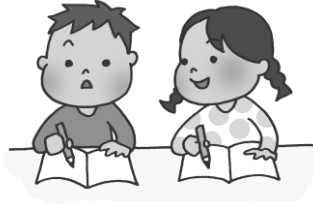
*現行4：子どもと情報に関する取組みの推進・・・「地域情報化基本計画」で「重点分野1 子どもの教育環境を支援する情報化」が規定されています。

*現行5：子どもと子育て家庭施策に関する評価推進体制の充実・・・別の章を設けます。

おとな(親)になることを支える

2

子どもたちが、自分を知り、他者を理解して行動できるよう、おとなとして自立する過程を支えます



学齢期から青少年期は、心身ともに子どもからおとなへの移行の時期です。近年、そうした世代の子どもたちを取り巻く環境は、少子化や核家族化、高度情報化などの影響から大きく変化しており、さまざまな側面からの自立を支援することが求められています。また、地域でのつながりが希薄化しつつあるなかで、人と関わる機会が少なくなってきています。

このため、発達段階やライフステージに応じた切れ目のない支援を行うとともに、地域活動やボランティア活動等の他者とのふれあいを通し、地域一体となって子ども・若者の育ちや自立を見守り支えられる体制づくりと取組みの推進に努めます。

■重点的な取組み

4：青少年支援の充実 【施策 1-2-2-2、2-1-2】

5：「青少年が育つまち」の実現 【施策 2-1-3、2-1-4、2-1-8】

以下、計画には入れませんが、資料として記載

4：青少年支援の充実（現行6に同じ）

現行の施策	新	重点／重点外
1-1-2-2 青少年センター機能の整備	1-2-2-2 青少年センター機能の整備	重点
2-1-1 青少年支援事業の実施の検討	2-1-2 青少年支援事業の実施の検討	重点
2-1-4 入所型施設退所後の支援の検討	2-1-5 入所型施設退所後の支援の検討	外3

外3: 今後、若者支援・貧困対策の中で、検討していく事項のため、重点から外します。

5：「青少年が育つまち」の実現（現行7に同じ）

現行の施策	新	重点／重点外
2-1-5 青少年の日の設定	2-1-4 青少年の日の設定	重点
2-1-6 青少年のしゃべる場の設定	2-1-3 青少年のしゃべる場の設定	重点
2-1-7 見守り、支援する側の連携の強化	2-1-8 見守り、支援する側の連携の強化	重点

子育て家庭の支え合い

3

子育て家庭が孤立することを防ぐとともに、親が親として目覚め、学び合い、育て合うことを地域全体で支援します



子育ては、その苦労や喜びをともに分かち合いながら、夫婦のどちらかに過度な負担がかからないよう、協力して行うものですが、依然として女性の仕事として捉えられている傾向がみられます。また、子育てについての技術や知識は、核家族化や都市化等の進行により、世代間での継承がされにくく、かつメディアの多様化による情報の氾濫により、適切な情報の選択も難しくなっています。

このため、夫婦で子どもを育てるという選択をしやすいよう、職場における「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」への理解促進を進めながら、父親と母親双方への意識改革を図ります。また、子どもと子育て家庭が抱える悩みや不安を一緒に考え、やわらげ、誰もが楽しみながら子育てができるよう、地域子育て支援センター・児童館・子育て広場での「地域子育て支援拠点事業」の活動を中心とした相談支援や情報提供等の充実を進め、子育て家庭の孤立を予防するとともに、必要な人に必要な情報が行き届く環境づくりに取り組みます。

■重点的な取組み

6：子育て力向上のための取組み

【施策 3-1-6、3-1-8、3-2-6、第6章第4節（7）】

7：子育て情報化の推進・充実

【施策 3-2-7、3-2-9】

以下、計画には入れませんが、資料として記載

6：子育て力向上のための取組みの推進（現行 8）

現行の施策	新	重点／重点外
2-3-1 若い親世代への支援の検討	2-2-3 若い親世代への支援の実施	外 4
3-1-1 栄養・食生活に関する教育・相談の実施	3-1-6 栄養・食生活に関する教育・相談の実施	重点
3-1-3 子育てに関する学習機会の充実	3-1-8 子育てに関する学習機会の充実	重点
3-2-2-(3)-3, 3-2-2-(4)-4 育児・子育て相談事業の充実(再掲を含む)	3-2-6 育児・子育て相談事業の充実	重点
—	第6章第4節(7)地域子育て支援拠点事業	重点

外 4: 現行プランでは「検討」としていましたが、現在は既に「実施」していることから、重点から外します。

7：子育て情報化の推進・充実（現行 9）

現行の施策	新	重点／重点外
3-2-2-(3)-1 相談に関する情報提供の充実	3-2-7 相談に関する情報提供の充実	重点
3-2-2-(4)-1, 4-1-1-6 子育て家庭への情報提供の充実	3-2-9 子育て家庭への情報提供の充実	重点

◆現行から外すもの（現行 10）

以下のものを今回の重点から外すことについては、既に御承認をいただいております。

*現行 10：食育に関する取組みの推進・・・食育推進計画で対応

市民参加型の子どもの育ちと子育て家庭支援

4

教育・保育や保健指導などの充実を図り、すべての子どもたちの育ちを、社会全体で支えられるよう、安心・安全な環境を整備していきます

特に、子どもに必要とされる防災・減災情報を普段から意識できるように提供していくとともに、災害時や復興時にもこの計画による基本理念を保障できるように、施策を展開します



現在、本市では保育園等への入所を希望しているにもかかわらず、入所できていない状態の乳幼児が恒常的に生じている状況です。就労意向の増加等で、保育ニーズがますます拡大することが見込まれるため、保育園の拡充を図ります。また、利用者の視点に立ったきめ細やかなサービスの供給・確保はもとより、本市に暮らすすべての子どもたちが、希望するサービス等を適切に利用できるよう、周知や啓発に取り組みます。

さらに、子育て家庭を応援する取り組みとして、子どもが健やかに成長し、生涯を通じて健康に過ごすことができるよう、妊産婦や子育て中の親を切れ目なく継続的に見守り、支える環境を整備するとともに、安心・安全な市民生活の確保に向け、発生予測困難な災害への対応についても、庁内関連部署のみならず、各種関係機関との連携を図りながら、平常時から非常時を想定した対策を行います。

■重点的な取組み

8：「子ども総合支援センター※」の充実 【施策 1-1-11、3-2-2、4-1-1-1】

9：利用者支援事業の推進 【第6章第4節（1）】

10：保育支援の拡充 【第6章第3節、第6章第4節（7）～（10）】

11：母子保健と保育、子育て支援の連携強化
【施策 3-1-8、3-2-6、4-1-2-1、4-2-1、4-2-2、4-2-3、
第6章第4節（5）】

12：防災防犯に向けた子ども・子育て家庭のための環境づくり
【施策 4-1-1-7、4-3-1～4-3-5】

※子ども総合支援センター：子育てに関する相談・情報提供・サービス提供などを総合的に展開する「子ども家庭支援センター」と、発達支援を行う「こどもの発達センター ひいらぎ」の機能を併せ持つ施設で、本市の子育ち・子育て支援の拠点となるものです。

以下、計画には入れませんが、資料として記載

8：「子ども総合支援センター」の充実（現行 11）

現行の施策	新	重点／重点外
1-1-3-2 要保護児童対策地域協議会の活用	1-1-11 要保護児童対策地域協議会の活用	重点
3-2-2-(2)-2 子ども総合支援センターにおける子育てグループの活動場所の充実と活動の推進	3-2-2 子ども総合支援センターにおける子育てグループの活動場所の充実と活動の推進	重点
4-1-1-1, 4-1-2-1 子ども総合支援センターの充実(再掲を含む)	4-1-1-1 子ども総合支援センターの充実	重点

9：利用者支援事業の推進（現行 12「基幹型保育園（地域子育て支援センター）を中心とする地域ブロックを踏まえ、教育委員会を含めた行政内部（福祉・保健・教育）の調達・連携の強化、地域資源の活用」から変更）

現行の施策	新	重点／重点外
4-1-1-2 公立保育園のブロック化とサービス内容の見直し	第 6 章第 4 節(1)利用者支援事業	重点
4-1-1-3 地域子育て支援センターの設置・拡充		重点
4-1-1-4 保育・地域支援の質の確保と向上		重点

10：保育支援の拡充（現行 13）

現行の施策	新	重点／重点外
4-1-1-8 一時保育の充実	第 6 章第 4 節(8)	重点
4-1-1-9 病後児保育の充実	第 6 章第 4 節(9)	重点
4-1-1-10 病児保育の実施	第 6 章第 4 節(9)	重点
4-1-1-11 休日保育の検討	4-1-1-3 休日保育の検討	外 5
4-1-1-17 在宅児への一時保育サービス等の充実	第 6 章第 4 節(7)・(8)・(10)	重点
4-1-1-18 保育園の入所枠の拡大	第 6 章第 3 節	重点
4-1-1-19 認証保育所等の拡充と保護者助成の充実	第 6 章第 3 節	重点
4-1-1-20 私立幼稚園の預かり保育推進等の検討	第 6 章第 3 節	重点

外 5: 保育所の拡充を優先するため、重点からは削ります。

11：母子保健と保育、子育て支援の連携強化（現行 15）

現行の施策	新	重点／重点外
3-2-2-(3)-3, 4-2-1-6 育児・子育て相談事業の充実（再掲を含む）	3-2-6 育児・子育て相談事業の充実	重点
4-1-2-2 相談から、フォローアップまでを行う事業の展開	4-1-2-1 相談から、フォローアップまでを行う事業の展開	重点
4-2-1-1 新生児訪問等の推進	第 6 章第 4 節(5)乳児家庭全戸訪問事業	重点
4-2-1-2 訪問型相談の充実	4-2-1 訪問型相談の充実	重点
4-2-1-3 母子保健と保育の連携強化	4-2-2 母子保健と保育の連携強化	重点
4-2-1-4 母子健康手帳交付及び乳幼児健診の活用による母子保健の推進	4-2-3 母子健康手帳交付及び乳幼児健診の活用による母子保健の推進	重点
4-2-1-5 子育てに関する学習機会の充実（再掲）	3-1-8 子育てに関する学習機会の充実	重点

12：防災防犯に向けた子ども・子育て家庭のための環境づくり

（現行 16：「子どもの防災防犯安全の確保」の文言を修正）

現行の施策	新	重点／重点外
1-2-1-4 防犯対策の充実	1-2-1-5 防犯対策の充実	重点
1-2-1-5, 4-4-4（再掲を含む）子どもと子育て家庭の防災防犯安全を確保する事業の推進	4-3-1 子ども自身が災害対応能力を高めるための教育の推進【新規】	【新】重点
	4-3-2 子どもを守るための家庭と地域と市との連携の強化【新規】	
	4-3-3 避難路の安全確保【新規】	
	4-3-4 子育て家庭に特有の生活必需品の備蓄の確保【新規】	
4-4-5 通学路、通園路の安全確保の充実	4-3-5 授乳室など子育て家庭に配慮した避難施設の運営体制の整備【新規】	重点
	4-1-1-8 通学路、通園路の安全確保の充実	

◆現行から外すもの（現行 14）

以下のものを今回の重点から外すことについては、既に御承認をいただいております。

*現行 14：障害児に対する乳幼児期からの成長過程に応じた切れ目のないトータル支援体制の構築と制度改善・・・「障害者基本計画」で「重点推進項目1 障害のある子どもへの支援を充実します」と規定されています。

第7章

計画の推進に向けて(推進体制・評価)



第1節 計画の推進体制

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画と、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を兼ねており、妊娠期から青少年期に至るすべての子どもと子育て家庭を対象とした「子育て」と「子育て」の支援を、「切れ目なく」総合的に推進する計画です。そのため、計画に基づく庁内各部署における取組みの実施にあたっては、連携・協力体制を強化し、全庁が一体となって推進を図ります。

全庁的に広く連携することに加え、西東京市全体として、子ども・子育て支援に取り組むことが必要不可欠であり、子育て中の家庭と、市内の子育て支援にかかわる、教育機関、保育機関、子育て支援機関、子育てサークル・団体、その他関係機関・団体、地域の人々との連携の強化を図ります。

また、本市は人口流動が多く、多様なサービスの提供と、市民へのサービスの周知が極めて重要です。そのため、市民、子育てサークル・団体、事業者など地域社会におけるさまざまな人々との協働を進めることが必要となります。市民や地域が継続的に支援できるよう、活動の維持・活性化を支援するとともに、市のサービスのみならず、地域で行われる子育て・子育てに関するサービスを併せて情報提供して、ニーズとサービスのマッチングを図り、住みやすい・子育てしやすい環境づくりを目指します。

第2節 計画の評価・検証

本計画に掲げる基本理念に基づき、施策を着実に実現していくためには、定期的に施策・事業の進捗状況を確認し、評価を行いながら進めていくことが重要です。

そのため、学識経験者や子どもの親や子育て団体の参加により設置する「子ども子育て審議会」において、計画の進捗はもとより、本市で展開する子どもと子育て家庭に関する制度や事業等について確認・点検する機会を設けるなど、総合的かつ計画的に取り組めます。このほか、必要に応じて、子育て中の市民や地域の子育て支援に関わる関係者への聞き取りを行ったり、また、子どもの意見や提案を聞く場を設けるなど、市民と行政の協働による計画の推進と評価に努めます。

こうした評価・検証により、計画・実施・評価（点検）・見直しのPDCAサイクルにのったフィードバックを行い、計画の実効性を高めていきます。

